（教育）

第１９条 市は、可能な限り障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）が障がいのない幼児等と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。

２　市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。

３　市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。

４　市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するよう求めるものとします。

（保育及び療育）

第２０条　市は、可能な限り障がいのある乳児及び幼児が障がいのない乳児及び幼児と共に保育を受けられるようにするため、保育の内容及び方法の充実を図ります。

２　市は、本市及び本市が認可する保育所職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、本市及び本市が認可する保育所職員の専門性の向上を図り、障がいのある乳児及び幼児の早期発見を行うものとします。

３　本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児及び幼児が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児及び幼児にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。

４　市は、本市及び本市が認可する保育所以外の保育所が、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児及び幼児にとって必要な配慮を把握し、提供するよう求めるものとします。

５　市は、障がいのある乳児及び幼児が、可能な限りその身近な場所において保育、療育その他これらに関連する支援を受けられる仕組みを構築するものとします。